

令和 2 年度第 3 回倉吉市いきいき長寿社会推進協議会（書面開催）

1 報告事項

- （１）倉吉市地域包括ケア推進計画
（第 8 期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）（正案）について
- （２）倉吉市介護保険条例の一部改正（案）について
- （３）各施策の実施計画・自己評価シート（案）について
- （４）令和 3 年度介護保険事業特別会計予算（案）について

2 送付資料

- 【資料 1－1】倉吉市地域包括ケア推進計画
（第 8 期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）（令和 3～5 年度）（正案）
- 【資料 1－2】倉吉市いきいき長寿社会推進協議会委員のご意見への対応について
- 【資料 1－3】パブリックコメントへの対応について
- 【資料 2】倉吉市介護保険条例の一部改正について
- 【資料 3】各施策の実施計画・自己評価シート（案）
- 【資料 4】令和 3 年度介護保険事業特別会計予算（案）

3 説明

(1) 倉吉市地域包括ケア推進計画（第8期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）（正案）について

○【資料1－1】計画（正案）について、ご説明します。

12月開催の第2回協議会以降、協議会委員の皆さまからのご意見とパブリックコメントを受けて、修正を行いました。主な修正箇所については赤字で記載しています。

○なお、委員のみなさまからのご意見と対応については、【資料1－2】、パブリックコメントの内容（3件）と対応については、【資料1－3】にまとめていますので、併せてご確認ください。

○また、上記以外にいくつかの変更・追加をしています。主な内容は、次のとおりです。

P2 計画の位置づけとして、整合性をはかった計画を一部修正・追加。

P33 第12次倉吉市総合計画（計画期間R3～）の基本目標に修正があったため、総合計画の修正内容を反映。

P64 所得段階を区分けする金額（基準所得金額）について、国が定める第8期計画期間における基準所得額にあわせて、一部変更。（※内容についてはP3の条例改正関係2つ目の●をご参照ください。）

P66～ 資料として、倉吉市いきいき長寿社会推進協議会設置要綱、委員名簿、開催状況を追加。

○以上、計画のご説明です。

(2) 倉吉市介護保険条例の一部改正(案)について

○倉吉市介護保険条例の一部改正(案)についてご説明いたします。【資料2】

(改正要旨)

○第8期計画期間に関連する改正。

- 保険料率の対象年度を、第7期計画期間から第8期計画期間へ変更するもの。
- 第8期計画期間における第1号保険料の基準所得金額について、介護保険法施行規則の改正予定が示されたところ、所得段階を区分する基準所得金額について、第7期計画期間から一部、金額の変更があったもの。

ついては、本市条例においても、国が示す基準所得金額に併せて所得段階を区分する基準所得金額を変更するもの。(※P2の所得段階に係る内容についてです。)

本市の第8段階と第9段階を区分する基準所得金額 200万円 → 210万円

本市の第9段階と第10段階を区分する基準所得金額 300万円 → 320万円

※なお、この改正による保険料賦課額への影響としては、約320万円の減額を見込んでいます。

(令和2年度の所得段階別被保険者の状況をもとに試算)

(以上、第2条関係)

○その他、平成30年度・令和2年度税制改正に関連する改正。

- 令和2年度税制改正において、税法上の特別控除に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別譲渡の規定が設けられたため、この規定を保険料率の算定にも反映させるもの。

(第2条関係)

- 平成30年度税制改正において、給与所得及び公的年金の控除額を一律10万円引き下げる措置が令和2年以降の所得税等に適用されることとされており、この影響から、所得が増加した第1号保険者が、従前の保険料段階よりも段階が上がり、負担が増加し得ることから、その影響を遮断するための変更を行うもの。

(附則第15条関係)

○以上、条例のご説明です。

(3) 各施策の実施計画・自己評価シート（案）について

- 【資料3】により、各施策の実施計画・自己評価シート（案）についてご説明します。
- このシートは、第8期計画の進捗管理をするために作成をすすめています。
紙面左半分は、計画（正案）の内容をまとめたものです。
紙面右半分は、R3、4、5各年度の実施計画と実施内容の評価、次年度に向けての課題整理と対応策の検討を管理する内容です。
- 今後、経過を反映しながら、関係部署・機関とも協議を重ねながらすすめます。
- 各年度の進捗については、定期的に協議会にてご報告し協議いただく予定としています。

以上、実施計画・自己評価シート（案）のご説明です。

(4) 令和3年度介護保険事業特別会計予算(案)について

○【資料4】により、令和3年度介護保険特別会計予算(案)の主な内容について、ご説明します。

【歳入】

1) 保険料(①) 約10億7,157万円

・新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、被保険者の経済状況にも悪化がみられると想定して、第1号被保険者(65歳以上)の所得段階分布を低所得側に比重を寄せて算出。対前年比で約823万円の減額の見込み。

2) 使用料及び手数料

・主な収入である配食サービス手数料については、配食サービス委託事業の利用増にあわせて対前年比で247万円増額し約1,148万円の見込み。

3) 国庫支出金、4) 支払基金交付金、5) 県支出金

・国庫負担金・調整交付金・地域支援事業交付金・支払基金交付金・県負担金・県補助金(内、地域支援事業交付金)については、令和3年度の保険給付費に対して交付される法定割合の金額を見込んでいます。

・介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価するものとして令和2年度に新設されたもの。令和2年度本市交付決定額は約680万円。

6) 財産収入

・介護保険財政調整基金の基金利子として2万1,000円。

7) 繰入金

・一般会計繰入金は、令和3年度の保険給付費に対して、市が負担することとされている法定割合の金額、事務費・一般管理費及び、低所得者保険料軽減繰入金を見込んでいます。

・基金繰入金(②)は、介護保険財政調整基金を取り崩して特別会計に繰り入れるもの。令和3年度は、当該年度の保険給付費に充てるとして定められている法定割合の金額に対して、第1号保険料収入額が約1,973万円不足すると見込み、取り崩しを予定。

(参考)【令和元年度末現在の基金残高】 約2億700万円

8) 繰越金

・令和2年度の国庫・県費等の交付金に係る精算費用及び第1号保険料の過年度過誤納未還付分として、約5,824万円を見込み、令和2年度会計より繰越し予定。

9) 諸収入

・延滞金、コピー代収入、第三者行為求償額等として、11万2,000円。

【歳出】

1) 総務費

・総務管理費では、令和3年度法改正に対応するための介護保険システム改修費として約657万円を計上。

・趣旨普及費では、第8期計画期間に対応した内容のパンフレット2種及び第8期計画書の作成費用として約102万円を計上。

2) 保険給付費(③) 約51億3,886万円

・保険給付費については、R2年度前半の給付実績額に対して近年の給付の伸び率及び報酬改定を考慮した伸び率を掛けて算出し、令和3年度開設予定施設に係る給付見込み額を加えて計上。

3) 地域支援事業費(④) 約3億241万円

・介護予防・日常生活支援総合事業費のうち、介護予防・生活支援サービス事業費については保険給付費と同様に、R2年度前半の給付実績額に対して近年の給付の伸び率及び報酬改定を考慮した伸び率を掛けて算出。一般介護予防事業費については、令和2年度に実施した介護予防・日常生活支援ニーズ調査に係る費用額が令和3年度は不要の為、減額している。

・包括的支援事業・任意事業費では、主に次の事業を拡充。

○成年後見制度利用支援事業 540万円

需要増を見込んで、成年後見人報酬を20人→25人分に増加。

○配食サービス委託料 2,296万円

近年の利用の伸びから、食数を1,500食/月→1,913食/月に増加。

※令和2年度は12月補正で増額対応

○生活支援体制整備事業委託料(市社協へ委託) 2,416万円

2層生活支援コーディネーターの人件費について、他事業との兼任5名(2.5人役)→本事業専任3名へ変更。

4) 基金積立金(⑤) 2万1,000円

・基金利子を計上。令和3年度は第1号保険料の余剰金積立て予定はなし。

5) 諸支出金

・令和2年度の国庫・県費等の交付金に係る精算費用及び第1号保険料の過年度過誤納未還付分として、約5,824万円を計上。

6) 予備費

・予定外の支出など不測の事態への備えとして100万円。

○以上により、歳入、歳出ともに、5,555,929千円の予算(案)となります。